

電子的診療情報連携体制加算 について

当診療所では、以下の体制を整備しています。

＜電子的診療情報連携体制整備加算3＞

- ①オンライン請求を実施しています。
- ②診療報酬明細書を無料で交付しています。
- ③オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ④オンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、
診察室、処置室等で閲覧又は活用できる体制を有しています。
- ⑤マイナ保険証の利用率が30%以上です。
- ⑥マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制を有しています。
- ⑦診療報酬明細書の発行に関する事項や医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い医療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当診療所の見やすい場所及びホームページに掲載しています。

上記の体制により、令和8年6月1日より、下記のとおり診療報酬点数を算定します。

【初診時】 4点 【再診時】 2点

ご理解のほど、よろしくお願いいたします。